

証券コード 1824
平成28年6月3日

株主各位

東京都千代田区富士見二丁目10番2号
前田建設工業株式会社
代表取締役社長 前田 操 治**第71回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
当社 本店

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第71期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役13名選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬等の額改定の件
- 第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.maeda.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎当日はノー・ネクタイの軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過および成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国をはじめとする新興国経済の減速や、原油安に端を発する為替・株式市場の不安定化などがあったものの、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅さを維持するなど、景気は緩やかな回復基調にありました。

建設業界におきましては、公共投資は前年を下回る水準で推移した一方で、民間投資は製造業を中心に設備投資が増加し、住宅投資にも持ち直しがみられるなど、堅調な受注環境が続きました。

このような状況のなかで、当社は、中期経営計画「Maeda STEP'13~'15」の重点施策である「コア事業での着実な利益確保」、「新たな収益基盤の確立」を推進するため、請負事業での受注力・施工力の強化に努めるとともに、再生可能エネルギー事業やコンセッション事業に重点を置いた「脱請負」、海外現地企業との連携を重視した「グローバル化」にも取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は前期比9.0%増の4,417億円余、営業利益は建設事業部門が堅調であったことにより187億円余となり、経常利益は229億円余となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、175億円余となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

[建設事業（建築事業および土木事業）]

当社グループの建設事業の売上高は前期比4.0%増の3,849億円余となり、セグメント利益につきましては、国内工事の完成工事利益率が向上し、前期比74.9%増の175億円余となりました。

当社グループの建設事業は、大半は当社が占めており、当社の受注高につきましては、建築事業は民間の大型工事受注が寄与し、前期比2.6%増の2,351億円余、土木事業は海外工事の受注が減少したことにより前期比2.8%減の1,345億円余、受注高合計は前期比0.5%増の3,697億円余となりました。

なお、官民別比率は、官公庁工事31.5%、民間工事68.5%でございます。

当社の主な受注工事は次のとおりであります。

住友不動産(株)	(仮称)有明北3-1地区(3-1-A街区)計画 新築工事	(東京都)
岐阜県	公共内ヶ谷ダム建設事業 内ヶ谷ダム本体工事	(岐阜県)
国土交通省中部地方整備局	平成27年度 東海環状岐阜山県トンネル工事	(岐阜県)
RW南港中特定目的会社	(仮称)レッドウッド南港ディストリビューション センター1新築工事	(大阪府)
(大)九州大学	九州大学(伊都)総合教育研究棟(人文社会科学系) 新営その他工事	(福岡県)

当社の売上高(完成工事高)につきましては、建築事業が前期比0.3%増の2,068億円余、土木事業が前期比17.9%増の1,456億円余、売上高合計は前期比6.9%増の3,524億円余となりました。これにより手持工事高(次期繰越高)は前期比3.9%増の4,565億円余となっております。

当社の主な完成工事は次のとおりであります。

吹越台地風力開発(株)	吹越台地風力発電所施設建設工事	(青森県)
五葉山太陽光発電(同)	五葉山太陽光発電事業 発電所建設工事	(岩手県)
(医)東京勤労者医療会	東葛病院移転新築工事	(千葉県)
(株)ヘルスケア・ジャパン	(仮称)サンシティ東神奈川新築工事	(神奈川県)
住友不動産(株)	(仮称)悲田院計画新築工事	(大阪府)

[不動産事業]

不動産事業は、土地・建物の賃貸や販売を中心に展開しておりますが、自社開発のマンションの売却等により、売上高は前期比613.2%増の204億円余となり、セグメント利益につきましては4億円余となりました。

[その他事業]

その他事業は、建設資機材の製造販売業を中心に再生可能エネルギー事業からサービス業まで幅広く展開しており、子会社の新規連結および連結子会社の業績向上により、売上高は前期比12.2%増の362億円余となり、セグメント利益につきましては17億円余となりました。

[当社の部門別受注高・売上高および次期繰越高]

(単位：百万円)

区	分	前期繰越高	当期受注高	計	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建築事業	236,637	235,190	471,827	206,886	264,941
	土木事業	202,612	134,569	337,182	145,602	191,579
	小計	439,250	369,759	809,009	352,488	456,521
不動産事業		1,191	19,137	20,328	20,151	177
合計		440,441	388,896	829,338	372,639	456,698

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は47億円余であります。このうち主なものは工事中機械購入等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりませんが、主要取引金融機関と総額200億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、海外経済の不確実性の高まりなどが懸念されますが、引き続き雇用情勢や所得環境の改善など、国内景気は緩やかに回復していくものと予測されます。

建設業界におきましては、引き続き労務需給や原材料価格の動向に注視を要しますが、受注環境は公共投資には弱さがあるものの、民間投資は緩やかな増加基調が続くと見られることから、底堅く推移するものと予想されます。

このような状況のなかで、当社は、当社および前田グループが、より積極的・直接的に社会と繋がりをもちながら事業活動を行い、社会・顧客・職員を含むすべてのステークホルダーとともにWIN-WINの関係となる共通の価値を追究し、もって持続的成長を実現することを基本理念とした平成28年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「Maeda JUMP '16～'18」を策定いたしました。今後は、基本理念ならびに重点施策である「利益率No.1」「脱請負No.1」「CSV経営No.1」に全社一丸となって取り組み、更なる社業の発展に努力を重ねる所存でございます。

2. 財産および損益の状況の推移

(1) 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第68期	第69期	第70期	第71期 (当期)
売上高 (百万円)	369,157	395,572	405,376	441,723
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	△5,271	9,265	13,603	17,505
1株当たり当期純利益 (円)	△29.74	52.27	76.74	98.75
総資産 (百万円)	394,633	411,396	428,229	445,239
純資産 (百万円)	121,557	128,904	158,477	164,074

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第68期	第69期	第70期	第71期 (当期)
受注高 (百万円)	309,670	320,826	370,212	388,896
売上高 (百万円)	301,197	323,865	331,259	372,639
当期純利益 (百万円)	△8,611	5,486	7,280	12,882
1株当たり当期純利益 (円)	△46.53	29.64	39.33	69.60
総資産 (百万円)	341,038	351,233	363,270	359,401
純資産 (百万円)	89,996	100,115	118,808	125,355

3. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 前 田 製 作 所	百万円 3,160	% 43.04	建設機械の製造、販売、レンタル
吹 越 台 地 風 力 開 発 株 式 会 社	百万円 505	60.00	風力発電事業
株 式 会 社 J M	百万円 350	100.00	建物・設備の点検、診断、修繕、改修、改装
フ ジ ミ 工 研 株 式 会 社	百万円 250	50.00	コンクリート二次製品の設計、製造、販売
株 式 会 社 エ フ ビ ー エ ス	百万円 100	75.00	建築物のリニューアルおよびビルメンテナンス
正 友 地 所 株 式 会 社	百万円 50	98.80	プロパティマネジメント事業
株 式 会 社 ミ ヤ マ 工 業	百万円 25	74.20	地盤改良、各種のボーリングに関する工事の請負
Thai Maeda Corporation Ltd.	千パーツ 20,000	45.01	建設全般の請負、計画、設計、コンサル業務
匿名組合五葉山太陽光発電	百万円 -	-	太陽光発電事業

- (注) 1. 前連結会計年度まで持分法非適用の非連結子会社としていた吹越台地風力開発株式会社および匿名組合五葉山太陽光発電は、当社グループにおける重要性が増したことにより、当連結会計年度から連結子会社に異動いたしました。
2. 匿名組合青海シーサイドプロジェクトは、当社グループにおける重要性が低下したことにより、連結の範囲から除外しております。

4. 主要な事業内容

当社グループは、建設事業、不動産事業およびそれらに関連する事業を主な事業内容としております。

建設事業の主要会社である当社は、建設業法により、特定建設業者「(特-24)第2655号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、当社は宅地建物取引業法により、宅地建物取引業者「(9)第41021号」として東京都知事免許を受けております。

5. 主要な営業所等

(1) 当社

本店：東京都千代田区富士見二丁目10番2号

光が丘本社（東京都練馬区）

支店：北海道支店（札幌市） 中部支店（名古屋市）

東北支店（仙台市） 関西支店（大阪市）

関東支店（さいたま市） 中国支店（広島市）

東京建築支店（東京都千代田区） 九州支店（福岡市）

東京土木支店（東京都千代田区） 国際支店（東京都千代田区）

北陸支店（富山市） 香港支店（中国）

出張所：バンコック（タイ）、プノンペン（カンボジア）、台湾（台湾）、スリランカ（スリランカ）、米国（米国）、ヤンゴン（ミャンマー）、ジャカルタ（インドネシア）、メキシコ（メキシコ）

駐在員事務所：ハノイ（ベトナム）

技術研究所（東京都練馬区）

(2) 主要な子会社

株式会社前田製作所（長野県長野市）

吹越台地風力開発株式会社（東京都千代田区）

株式会社J M（東京都千代田区）

フジミ工研株式会社（埼玉県比企郡滑川町）

株式会社エフビーエス（東京都中央区）

正友地所株式会社（東京都千代田区）

株式会社ミヤマ工業（東京都千代田区）

Thai Maeda Corporation Ltd.（タイ）

匿名組合五葉山太陽光発電（岩手県大船渡市）

6. 従業員の状況

(1) 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
建築事業	2,043名	22名
土木事業	1,225	24
不動産事業	22	△2
その他事業	616	20
全社（共通）	66	△1
合計	3,972	63

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,857名	36名	43.9歳	18.6年

7. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	28,600
株式会社みずほ銀行	25,436

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

Ⅱ. 会社の状況

1. 株式に関する事項

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 635,500,000株 |
| (2) 発行済株式の総数（自己株式を含む） | 185,213,602株 |
| (3) 株主数 | 8,134名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
光 が 丘 興 産 株 式 会 社	24,311	13.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,791	6.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,636	4.7
前 田 道 路 株 式 会 社	7,900	4.3
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,100	2.8
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,150	2.2
前 田 建 設 工 業 社 員 持 株 会	4,148	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,908	2.1
住 友 不 動 産 株 式 会 社	3,885	2.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 10PCT TREATY ACCOUNT	3,382	1.8

(注) 持株比率は自己株式（129,395株）を控除して計算しております。

2. 新株予約権等に関する事項

平成25年8月28日開催の取締役会決議に基づき発行した2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要

発行日	平成25年9月13日
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,706,480株 (行使請求に係る本社債の額面金額合計額を転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)
転換価額	当初 787円
新株予約権の行使期間	平成25年9月27日から平成30年8月30日の銀行営業終了時(ジュネーブ時間)
新株予約権付社債の残高	10,024百万円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小原好一	執行役員社長
代表取締役副社長	福田幸二郎	執行役員副社長、経営管掌、安全管掌
取締役	前田操治	専務執行役員、営業管掌
取締役	永尾眞	専務執行役員、事業戦略管掌、海外管掌
取締役	早坂善彦	専務執行役員、建築事業本部長
取締役	関本昌吾	専務執行役員、営業企画担当 吹越台地風力開発株式会社 代表取締役社長
取締役	荘司利昭	専務執行役員、人事管掌、 CSR・環境管掌、経営管理本部長
取締役	足立宏美	専務執行役員、土木事業本部長
取締役	近藤清一	専務執行役員、営業企画担当
取締役	川述正和	常務執行役員、東京建築支店長
取締役	半林亨	ユニチカ株式会社 社外取締役 株式会社ファーストリテイリング 社外取締役 株式会社大京 社外取締役
取締役	渡邊顯	成和明哲法律事務所 パートナー 弁護士 株式会社ファーストリテイリング 社外監査役 カドカワ株式会社 社外監査役 MS&ADインテラスグループホールディングス株式会社 社外取締役 ダンロップスポーツ株式会社 社外取締役
常勤監査役	徳井豊	
常勤監査役	和田秀幸	
常勤監査役	小笠原四郎	
監査役	松崎勝	松崎・鶴田法律事務所 所長 弁護士
監査役	佐藤元宏	佐藤元宏事務所 所長 株式会社不二家 社外監査役

- (注) 1. 取締役半林 亨および取締役渡邊 顯の両氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役徳井 豊、監査役松崎 勝および監査役佐藤元宏の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役徳井 豊氏は、長年にわたり国税行政の実務を経験し、会社財務および税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐藤元宏氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、会計監査人としての実績ならびに財務および会計・税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役半林 亨および取締役渡邊 顯の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 平成28年4月1日付で取締役の会社における地位を次のとおり変更しております。

氏 名	新 任 職	旧 任 職
小 原 好 一	代 表 取 締 役 会 長	代 表 取 締 役 社 長
前 田 操 治	代 表 取 締 役 社 長	取 締 役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役との間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	半 林 亨	当事業年度において23回開催された取締役会のうち21回に出席し、経験豊富な企業経営者として、業務執行の経営陣から独立した客観的視点で、経営全般に関する幅広い意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。
取 締 役	渡 邊 顯	当事業年度において23回開催された取締役会のうち21回に出席し、弁護士としての専門的見地から、企業法務・経営全般に関する意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の適正性を確保する提言を行っております。
監 査 役	徳 井 豊	当事業年度において23回開催された取締役会および15回開催された監査役会のすべてに出席し、常勤監査役として当社の事業内容についての広い理解に基づいた意見を適宜述べ、当社グループ全体のガバナンスの強化および監査環境の改善を図る提言を行っております。
監 査 役	松 崎 勝	当事業年度において23回開催された取締役会および15回開催された監査役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社グループ全体の業務の適正性の確保について、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	佐 藤 元 宏	当事業年度において23回開催された取締役会および15回開催された監査役会のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、財務・会計に関する意見を適宜述べ、当社グループ全体の財務の適正性を確保する提言を行っております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 払 人 数	支 給 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	14名 (2名)	353,978,000円 (30,720,000円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	72,840,000円 (42,210,000円)
合 計 (うち社外役員)	20名 (5名)	426,818,000円 (72,930,000円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第65回定時株主総会において年額384百万円以内（うち社外取締役分年額33百万円以内）と決議いただいております。なお、使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第65回定時株主総会において年額84百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度中に役員賞与として役員賞与引当金に計上した次の金額を含んでおります。
- ・取締役 10名 44百万円

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	82百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	129百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Thai Maeda Corporation Ltd.については、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、海外における税務申告のための各種証明書発行業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人の当該事業年度に係る監査計画の内容（監査対象部署、監査時間等）、報酬単価および報酬等の額を検討した結果、相当であると認め、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(6) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

③処分理由

- ・ 株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

Ⅲ. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として決議した事項は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、「MAEDA企業行動憲章」に則り、グループ企業全体における法令遵守ならびに企業倫理の浸透を率先垂範して行うとともに、法令および定款に違反する行為の有無について、「業務執行確認書」を決算期毎に取締役会へ提出します。また、社長を議長とする「CSR戦略会議」を設置し、CSR活動の現状の把握、評価と今後の方針について審議します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録を含む）について、文書管理規程および情報システムセキュリティに関する社内規定などに従い、適切かつ検索性の高い状態で保存および管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「MAEDAリスク管理方針」およびリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が「MAEDA企業行動憲章」を阻害するリスクを管理します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織関係規程により取締役の職務執行が適正かつ効率的に行える体制を整備します。また、執行役員制度を採用し、取締役の員数をスリム化することで、経営の意思決定の迅速化を図ります。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、総合監査部が、適正な業務運営体制を確保するために、内部監査を実施します。また、CSR・環境部が、法令遵守ならびに企業倫理に関する教育・普及等の活動を推進します。さらに、「企業行動ヘルプライン・ホットライン」（内部相談・通報制度）を設置し、不正行為の未然防止や早期発見を的確に行います。

(6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社規程に基づき、グループ経営における業務の適正・信頼性を確保するための内部統制の構築を行います。また、定期的に「関係会社ヒアリング」を開催するなど、当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、グループ企業の総合的な事業の発展を図ります。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役の職務の補助を担当する使用人に対する指示の実効性の確保に努めるとともに、当該使用人の人事考課は監査役が行い、異動などについては監査役会の同意を得ることとします。
- (8) 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社および当社の子会社の取締役、監査役および使用人等は、職務執行に関し重大な法令、定款違反および不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは直接的または間接的を問わず、直ちに監査役会に報告を行うものとします。なお、当社は、監査役への報告を行った当社および当社の子会社の取締役、監査役および使用人等に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止します。
- (9) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じることとします。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役・取締役・会計監査人が、定例的な会合を開催し、意見交換を行い、監査が実効的に行われることを確保します。また、監査の実効性を高めるために、監査役会は総合監査部と連携し、監査方針・監査結果などについて緊密な情報・意見交換を行います。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制を構築するとともに、その体制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要な是正を行います。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力による被害を防止するための体制
当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、断固として対決します。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合の通報連絡体制を整備するとともに、平素より外部の専門機関との緊密な連携関係を構築します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

当社は、当社が果たすべき社会的な役割と責任を定めた「MAEDA企業行動憲章」を小冊子「MAEDA MEMO」に記し、全役職員へ配布することで企業倫理の確立とコンプライアンスの徹底を図っています。

また、「企業行動ヘルプライン・ホットライン」（内部相談・通報制度）により不正行為の未然防止や早期発見に努めるとともに、通報案件に対応しました。

(2) リスクマネジメント体制

当社は、リスクマネジメントに関する最上位の機関である「リスク管理委員会」において、当社グループ全体の横断的なリスク管理を行っています。平成27年度は4回開催し、各部門・部署が行った定期的なリスク調査の結果に基づき、「法的規制」、「製品の欠陥」、「災害等」、「経済・財政状況の変化」、「信用」、「新規事業の展開」等のテーマで横断的に評価・分析を行いました。

(3) 取締役の職務執行体制

当社の取締役は、執行役員制度のもと原則毎月開催の執行役員会にて、各執行役員より報告がなされる各部門・部署の執行状況を把握するとともに、重要事項について協議し、機動的な意思決定を行いました。

また、四半期ごとに取締役会において、担当する部門の業務執行状況の報告を行っています。

(4) グループ管理体制

当社は、関係会社規程に基づき、当社グループ会社の業務執行について重要度に応じて、当社の取締役会または取締役の承認を受ける体制を整備しています。

また、「関係会社ヒアリング」を定期的に行い、グループ会社の業務執行状況の報告を受けています。

(5) 情報の保存および管理体制

当社は、取締役会議事録および稟議書類等、取締役の職務の執行に係る各書類について、いずれも関係法令および関連する社内規程に基づき、関係部署が検索性の高い状態で適切に保存および管理しています。

(6) 監査役の監査体制

当社の監査役会は、監査役5名および専任の補助使用人1名で構成されています。監査役は、取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席するとともに、社長および各本部長等ならびに会計監査人および内部監査部門との定期的な会合において、情報・意見の交換を行うことにより監査の実効性を高めています。

3. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、将来起こりうる当社株式の大規模な買付行為の中には、明らかに濫用目的によるものがないとは言えず、その結果として当社株主共同の利益を損なう可能性もあります。

このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう者は、当社の財務および事業の方針を支配する者として適当でない判断します。

(2) 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、株主の皆様が、大規模な買付行為を適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが重要と考え、大規模な買付行為を行う買付者に対する対応方針（以下、「現対応方針」といいます。）を策定しております。

現対応方針は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上とすることを目的とする当社株式の買付を行おうとする者に対して、買付行為の前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること、および当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後ののみ当該大規模買付行為を開始することをルールとして定め、これを遵守しない大規模買付者に対して、当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。また、当ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと取締役会が判断した場合には、対抗措置を講じることもあります。

(3) 上記の取組みについての取締役会の判断とその理由

当社の会社支配に関する基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としており、現対応方針も、かかる基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報の提供や代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。よって、現対応方針は株主の皆様が適切な投資判断を行うことを可能とし、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、現対応方針は大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が検討、評価し、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される第三者委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。これらのことから、現対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(445,239)	(負債の部)	(281,165)
流動資産	248,700	流動負債	182,053
現金預金	25,789	工事未払金等	82,952
受取手形・完成工事未収入金等	181,807	短期借入金	40,496
有価証券	50	1年内返済予定の ノンリコース借入金	1,005
販売用不動産	2,251	1年内償還予定の社債	5,000
商品及び製品	1,158	未払金	3,308
未成工事支出金	10,443	未払法人税等	2,435
材料貯蔵品	819	未成工事受入金	19,998
繰延税金資産	345	修繕引当金	885
その他	26,115	賞与引当金	3,004
貸倒引当金	△80	役員賞与引当金	96
固定資産	196,300	完成工事補償引当金	1,323
有形固定資産	62,825	工事損失引当金	1,870
建物・構築物	14,184	その他	19,676
機械・運搬具・工具・器具備品	22,287	固定負債	99,112
土地	24,935	社債	10,000
リース資産	1,327	転換社債型新株予約権付社債	10,024
建設仮勘定	91	ノンリコース社債	20
無形固定資産	1,014	長期借入金	28,702
投資その他の資産	132,459	ノンリコース借入金	11,169
投資有価証券	125,992	繰延税金負債	10,089
長期貸付金	2,527	退職給付に係る負債	23,853
破産更生債権等	4,010	その他	5,252
繰延税金資産	125	(純資産の部)	(164,074)
その他	4,736	株主資本	141,987
貸倒引当金	△4,932	資本金	23,454
繰延資産	238	資本剰余金	31,718
資産合計	445,239	利益剰余金	89,248
		自己株式	△2,434
		その他の包括利益累計額	15,132
		その他有価証券評価差額金	26,348
		為替換算調整勘定	△19
		退職給付に係る調整累計額	△11,196
		非支配株主持分	6,954
		負債純資産合計	445,239

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		441,723
売上原価		400,511
売上総利益		41,211
販売費及び一般管理費		22,508
営業利益		18,703
営業外収益		
受取利息配当金	1,493	
持分法による投資利益	4,641	
その他	323	6,458
営業外費用		
支払利息	1,282	
為替差	422	
その他	465	2,170
経常利益		22,991
特別利益		
固定資産売却益	48	
投資有価証券売却益	60	
その他	6	114
特別損失		
固定資産除却損	519	
投資有価証券評価損	114	
減損	769	
その他	136	1,541
税金等調整前当期純利益		21,564
法人税、住民税及び事業税		3,530
法人税等調整額		△404
当期純利益		18,438
非支配株主に帰属する当期純利益		932
親会社株主に帰属する当期純利益		17,505

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	23,454	31,714	73,605	△2,432	126,343
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動					
剰 余 金 の 配 当			△1,595		△1,595
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			17,505		17,505
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		3			3
連 結 範 囲 の 変 動			△267		△267
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）					
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	3	15,642	△2	15,643
当 期 末 残 高	23,454	31,718	89,248	△2,434	141,987

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	31,541	34	△5,125	26,449	5,684	158,477
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動						
剰 余 金 の 配 当						△1,595
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						17,505
自 己 株 式 の 取 得						△2
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						3
連 結 範 囲 の 変 動					505	237
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）	△5,193	△53	△6,070	△11,317	764	△10,552
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△5,193	△53	△6,070	△11,317	1,270	5,596
当 期 末 残 高	26,348	△19	△11,196	15,132	6,954	164,074

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 9 社

主要な連結子会社の名称 (株)前田製作所、(株)エフピーエス

当連結会計年度において、非連結子会社であった吹越台地風力開発(株)、匿名組合五葉山太陽光発電は、重要性が増したことにより連結の範囲に含めている。また、連結子会社であった匿名組合青海シーサイドプロジェクトは、重要性が低下したため、連結の範囲から除外している。

(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

主要な非連結子会社の名称 (株)ジェイシティー

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社 1 社

関連会社 4 社

持分法適用の非連結子会社の名称

(株)ジェイシティー

持分法適用の主要な関連会社の名称

前田道路(株)、東洋建設(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)ちばシティ消費生活ピーエフアイ・サービス、神大病院パーキングサービス(株)

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。

3. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 未成工事支出金

個別法による原価法

② 販売用不動産、商品及び製品、開発事業等支出金、材料貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(4) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっている。但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっている。

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

なお、連結子会社の一部の資産については、定額法又は生産高比例法を採用しており、定額法の耐用年数については、経済的耐用年数によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法によっている。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(5) 繰延資産の処理方法

- ① 社債発行費
支出時に全額費用として処理している。
- ② 開業費
5年間で均等償却している。

(6) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を引当て計上している。
- ② 修繕引当金
重機械類の大修繕に備えて、当連結会計年度までに負担すべき修繕見積額を引当て計上している。
- ③ 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を引当て計上している。
- ④ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額を引当て計上している。
- ⑤ 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、過去の一定期間における実績に基づく引当額を計上している。
- ⑥ 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を引当て計上している。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、費用の減額処理している。

(8) 収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっている。

(10) のれんの償却方法及び償還期間

金額に重要性がある場合には、5年間の均等償却とし、重要性が乏しい場合は、当連結会計年度の費用として一括処理している。

(11) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

II. 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更している。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微である。また、当連結会計年度末の資本剰余金に与える影響は軽微である。

III. 表示方法の変更

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、重要性を勘案し、当連結会計年度より区分掲記している。

なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は9百万円である。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

有価証券	50百万円
建物・構築物	722百万円
土地	388百万円
投資有価証券	1,696百万円
合計	2,857百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	6,499百万円
未払金	8百万円
長期借入金	239百万円
固定負債（その他）	226百万円
合計	6,975百万円

ノンリコース債務に対応する担保資産は、「2. ノンリコース債務に対応する資産」に含めて記載している。

2. ノンリコース債務に対応する資産

現金預金	1,203	(-)	百万円
受取手形・完成工事未収入金等	240	(-)	百万円
流動資産（その他）	297	(-)	百万円
建物・構築物	932	(135)	百万円
機械・運搬具・工具・器具備品	13,578	(4,900)	百万円
土地	102	(-)	百万円
投資その他の資産（その他）	174	(-)	百万円
合計	16,531	(5,036)	百万円

上記のうち、() 内書は工場財団根抵当に供されている金額並びに対応する資産である。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

742,741百万円

4. 保証債務額

借入金に対する保証債務	1,370百万円
工事に対する入札・履行保証等債務	3,011百万円
マンション売買契約手付金の返済保証債務	132百万円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数
普通株式 185,213千株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
平成27年6月24日の第70回定時株主総会において、次のとおり決議している。
普通株式の配当に関する事項
 - (1) 配当金の総額 1,595百万円(注)
 - (2) 1株当たり配当額 9.0円
 - (3) 基準日 平成27年3月31日
 - (4) 効力発生日 平成27年6月25日
3. 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項
平成28年6月24日開催予定の第71回定時株主総会において、次の議案が提出される。
普通株式の配当に関する事項
 - (1) 配当の原資 利益剰余金
 - (2) 配当金の総額 1,949百万円(注)
 - (3) 1株当たり配当額 11.0円
 - (4) 基準日 平成28年3月31日
 - (5) 効力発生日 平成28年6月27日

(注)配当金の総額は、関係会社が保有する親会社株式の配当金控除後の金額である。
4. 当連結会計年度末日の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 12,706千株

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に建設事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達している。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用している。

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等については、顧客の信用リスクにさらされているが、当該リスクに関しては、受注管理規程及び経理規程等に沿って、定期的に残高管理の実施及び取引先ごとの信用状況の把握を行うことにより、リスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクにさらされているが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

借入金の用途は運転資金(主として短期)及び設備等投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。なお、デリバティブ取引はデリバティブ管理規則に従い、市場変動等のリスクを回避するために利用し投機的な取引は行わない方針である。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。
(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預金	25,789	25,789	－
(2)受取手形・完成工事未収入金等	181,807	181,751	△55
(3)有価証券及び投資有価証券	117,198	118,317	1,118
資産計	324,795	325,857	1,062
(1)工事未払金等	82,952	82,952	－
(2)短期借入金	40,496	40,496	－
(3)1年内返済予定のノンリコース借入金	1,005	1,005	－
(4)1年内償還予定の社債	5,000	5,000	－
(5)社債	10,000	9,803	△196
(6)ノンリコース社債	20	28	8
(7)長期借入金	28,702	28,998	296
(8)ノンリコース借入金	11,169	11,071	△98
負債計	179,347	179,356	9
(1)デリバティブ取引(※1)	－	－	－

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

負債

(1) 工事未払金等、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定のノンリコース借入金、並びに(4) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。

(6) ノンリコース社債

ノンリコース社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

(7) 長期借入金、並びに(8)ノンリコース借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

このうち金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

(1) デリバティブ取引

為替予約取引によるものは、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定している。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額8,843百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(注3) 転換社債型新株予約権付社債(連結貸借対照表計上額10,024百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていない。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、東京都や福岡県などの全国主要都市を中心に、賃貸オフィスビルや賃貸複合施設等を所有している。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は641百万円、固定資産売却益は39百万円、減損損失は769百万円である。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりである。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
18,008	△5,457	12,550	22,236

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度増減額の主な減少は、賃貸用オフィスビルの売却5,270百万円、減損損失769百万円である。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額である。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 886円35銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 98円75銭 |

Ⅸ. その他の注記

- | | |
|----------------------|----------|
| 1. 受取手形裏書譲渡高 | 1,306百万円 |
| 受取手形流動化による譲渡高 | 2,565百万円 |
| 2. 金額の端数処理 | |
| 金額の百万円未満は、切捨て表示している。 | |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

前田建設工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大田原 吉 隆	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 本 千 人	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 理	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前田建設工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前田建設工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(359,401)	(負債の部)	(234,046)
流動資産	218,818	流動負債	160,587
現金預金	19,695	工事未払金	70,271
受取手形	3,222	短期借入金	32,896
完成工事未収入金	158,969	1年内償還予定の社債	5,000
有価証券	50	未払金	2,685
販売用不動産	2,251	未払法人税等	1,245
未成工事支出金	9,625	未成工事受入金	19,518
材料貯蔵品	11	預り金	17,047
工事関係立替金	11,905	修繕引当金	709
その他	13,085	賞与引当金	2,402
固定資産	140,582	役員賞与引当金	44
有形固定資産	37,315	完成工事補償引当金	1,214
建物・構築物	10,481	工事損失引当金	1,864
機械・運搬具	3,487	従業員預り金	4,447
工具・器具備品	576	その他	1,239
土地	22,575	固定負債	73,458
リース資産	111	社債	10,000
建設仮勘定	82	転換社債型新株予約権付社債	10,024
無形固定資産	797	長期借入金	27,000
ソフトウェア	630	繰延税金負債	10,404
その他	167	退職給付引当金	12,860
投資その他の資産	102,469	その他	3,169
投資有価証券	72,936	(純資産の部)	(125,355)
関係会社株式	22,806	株主資本	99,681
長期貸付金	1,932	資本金	23,454
破産更生債権等	3,999	資本剰余金	31,579
長期前払費用	62	資本準備金	31,579
その他	3,973	利益剰余金	44,705
貸倒引当金	△3,241	利益準備金	4,552
資産合計	359,401	その他利益剰余金	40,152
		別途積立金	26,000
		繰越利益剰余金	14,152
		自己株式	△57
		評価・換算差額等	25,673
		その他有価証券評価差額金	25,673
		負債純資産合計	359,401

損 益 計 算 書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		372,639
完 成 工 事 原 価		341,378
完 成 工 事 総 利 益		31,261
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,651
営 業 利 益		15,609
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	2,484	
そ の 他	154	2,639
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	985	
為 替 差 損	425	
そ の 他	296	1,706
経 常 利 益		16,542
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	39	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	82	121
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	512	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	114	
減 損 損 失	892	
そ の 他	136	1,657
税 引 前 当 期 純 利 益		15,006
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,124
当 期 純 利 益		12,882

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本計	
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	23,454	31,579	31,579	4,552	19,000	9,936	33,488	△55	88,467
当事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△1,665	△1,665		△1,665
別 途 積 立 金 の 積 立					7,000	△7,000	－		－
当 期 純 利 益						12,882	12,882		12,882
自 己 株 式 の 取 得								△2	△2
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)									
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	7,000	4,216	11,216	△2	11,214
当 期 末 残 高	23,454	31,579	31,579	4,552	26,000	14,152	44,705	△57	99,681

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	30,340	30,340	118,808
当事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△1,665
別 途 積 立 金 の 積 立			－
当 期 純 利 益			12,882
自 己 株 式 の 取 得			△2
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	△4,667	△4,667	△4,667
当事業年度中の変動額合計	△4,667	△4,667	6,546
当 期 末 残 高	25,673	25,673	125,355

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的債券
償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）
時価のないもの
移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 未成工事支出金
個別法による原価法
 - (2) 販売用不動産、開発事業等支出金、材料貯蔵品
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっている。但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用
定額法によっている。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理している。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を引当て計上している。

(2) 修繕引当金

重機械類の大修繕に備えて、当事業年度までに負担すべき修繕見積額を引当て計上している。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を引当て計上している。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を引当て計上している。

(5) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、過去の一定期間における実績に基づく引当額を計上している。

(6) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を引当て計上している。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を引当て計上している。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、費用の減額処理している。

7. 収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用している。

8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっている。

9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

10. 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

II. 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更している。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更している。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用している。

これによる計算書類に与える影響はない。

III. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、重要性を勘案し、当事業年度より区分掲記している。

なお、前事業年度の「固定資産除却損」は6百万円である。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	有価証券	50百万円
	流動資産（その他）	150百万円
	投資有価証券	384百万円
	関係会社株式	1,270百万円
	長期貸付金	1,630百万円
	合 計	3,485百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		53,195百万円
3. 保証債務額		
	借入金等に対する保証債務	1,605百万円
	工事に対する入札・履行保証等債務	3,029百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債権		5,858百万円
	関係会社に対する長期金銭債権	2,036百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	11,368百万円
	関係会社に対する長期金銭債務	162百万円

V. 損益計算書に関する注記

1. 工事進行基準による完成工事高	336,665百万円
2. 完成工事高のうち関係会社に対する部分	22,212百万円
3. 完成工事原価のうち関係会社からの仕入高	49,462百万円
4. 関係会社との営業取引以外の取引高	1,529百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当期末株式数
普通株式(注)	126千株	2千株	—	129千株

(注) 自己株式の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	2,830百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	3,940
たな卸資産等有税評価減	3,151
減損損失	2,878
貸倒引当金損金算入限度超過額	993
工事損失引当金	573
投資有価証券有税評価損	980
その他	3,169
繰延税金資産小計	18,516
評価性引当金	△18,516
繰延税金資産合計	—

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△10,404
繰延税金負債合計	△10,404
繰延税金負債の純額	△10,404

2. 実効税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となる。

この税率変更により、繰延税金負債の金額は584百万円減少し、その他有価証券評価差額金が584百万円増加している。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

子会社等

属性	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	(株)エフピーエス	100	建設業	(所有) 直接75.0	CMS取引	CMS取引 支払利息 (注1)	3,671 11	預り金	3,774
関連会社	光が丘興産(株)	1,054	商社	(所有) 直接23.8 (被所有) 直接13.2	工事資材 の購入	工事資材の購入 (注2)	32,735	工事 未払金	3,425

(注1) CMS (キャッシュ・マネジメント・システム)取引は、グループ企業の資金を一元管理するものである。取引金額については、期中における平均残高を記載している。利率は市場金利を勘案して合理的に決定している。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場価格に基づいて価格交渉し決定している。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 677円29銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 69円60銭 |

X. その他の注記

- | | |
|----------------------|----------|
| 1. 受取手形裏書譲渡高 | 1,081百万円 |
| 2. 金額の端数処理 | |
| 金額の百万円未満は、切捨て表示している。 | |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

前田建設工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉 隆 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 本 千 人 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 理 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前田建設工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役監査規程に従って当期の監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び総合監査部等内部監査部門並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査規程並びに当期の監査方針及び監査計画(職務の分担を含む。)に従い、取締役及び執行役員並びに総合監査部等内部監査部門その他の使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに総合監査部等内部監査部門その他の使用人からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な電子稟議及び稟議書類を閲覧し、本店、支店及び作業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、執行役員及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の構築及びその運用の状況を監視し、検証しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ さらに、各監査役は、職務の分担に応じて、会計書類及び決算関係資料を閲覧し、本店、支店及び作業所等において会計に関する事項を調査するほか、会計監査連絡会における報告、会計監査の立会等により、会計監査人新日本有限責任監査法人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施していることを監視し、検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、同監査法人から、会社計算規則第131条の規定に基づき「会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告」を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の監査の方法に基づいて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、重大なものとして指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

前田建設工業株式会社監査役会

常勤社外監査役	徳井	豊	Ⓢ
常勤監査役	和田	秀幸	Ⓢ
常勤監査役	小笠原	四郎	Ⓢ
社外監査役	松崎	勝	Ⓢ
社外監査役	佐藤	元宏	Ⓢ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要政策と位置づけ、長期的な安定配当を維持するとともに、将来の事業展開に備えるための内部留保の充実に努め、業績動向等も勘案の上、利益配分を行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、業績および今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株につき前期に対して2円増額した11円といたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金11円 総額2,035,926,277円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 10,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 10,000,000,000円

第2号議案 取締役13名選任の件

現在の取締役12名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、新たに取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
1	 <p>お ばら こう いち 小 原 好 一 (昭和24年6月22日生)</p>	昭和47年4月 前田建設工業株式会社入社 平成15年11月 経営管理本部総合企画部長 平成17年4月 執行役員 平成19年1月 調達本部副本部長 平成19年6月 取締役 平成19年11月 調達本部長 平成20年6月 常務執行役員、経営管理本部長 平成21年4月 代表取締役社長、執行役員社長 平成28年4月 代表取締役会長、現在に至る	16,000株
2	 <p>ま え だ そ う じ 前 田 操 治 (昭和42年12月6日生)</p>	平成9年4月 前田建設工業株式会社入社 平成12年4月 関東(現、東京建築)支店副支店長 平成14年6月 取締役、常務執行役員 平成16年6月 専務執行役員 平成16年11月 建築本部長 平成19年1月 TPMプロジェクトリーダー 平成20年6月 TPM担当、建築事業本部営業推進担当 平成21年4月 飯田橋再開発PJ担当 平成22年1月 エネルギー管掌 平成23年4月 関西支店長 平成26年4月 営業管掌 平成28年4月 代表取締役社長、執行役員社長、現在に至る	82,706株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	 <p>ふくたこうじろう 福田 幸二郎 (昭和25年3月31日生)</p>	昭和48年4月 前田建設工業株式会社入社 平成10年6月 経営管理本部経理(現、財務)部長 平成12年6月 執行役員 平成14年4月 経営管理本部副本部長 平成14年6月 取締役 平成18年4月 常務執行役員、財務担当 平成19年1月 専務執行役員、経営管理本部長、調達本部長 平成20年6月 常務執行役員、財務管掌 平成21年4月 専務執行役員 平成21年4月 経営管掌、現在に至る 平成24年4月 執行役員副社長、現在に至る 平成25年4月 代表取締役 平成26年4月 代表取締役副社長、現在に至る 平成26年4月 安全管掌	39,000株
4	 <p>ながおまこと 永尾 眞 (昭和28年12月27日生)</p>	昭和52年4月 前田建設工業株式会社入社 平成13年10月 建築本部建築部長 平成16年4月 建築本部副本部長(施工担当)、安全環境本部副本部長 平成16年6月 執行役員 平成17年4月 常務執行役員 平成18年6月 取締役、現在に至る 平成20年6月 万科PJ担当、建築事業本部長 平成23年4月 専務執行役員 平成24年4月 海外事業本部長 平成25年4月 事業戦略管掌、現在に至る 平成27年4月 海外管掌、現在に至る 平成28年4月 執行役員副社長、現在に至る	21,000株
5	 <p>はやかよしひこ 早坂 善彦 (昭和28年3月5日生)</p>	昭和50年4月 前田建設工業株式会社入社 平成16年4月 東関東支店(現、千葉営業所)副支店長 平成17年4月 東関東支店長 平成19年1月 関東支店長 平成19年6月 執行役員 平成20年6月 常務執行役員、東京支店長 平成22年6月 取締役、現在に至る 平成23年4月 東京建築支店長 平成24年4月 専務執行役員、建築事業本部長、現在に至る	10,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 の 数
6	 <p>せき もと しょう ご 関 本 昌 吾 (昭和32年11月6日生)</p>	<p>平成15年 6 月 株式会社三井住友銀行静岡法人営業部長 平成17年 6 月 同行法人戦略営業第一部長 平成18年 4 月 同行投資銀行統括部長兼本店上席調査役株式会社三井住友フィナンシャルグループインベストメント・バンキング統括部長 平成20年 4 月 同行執行役員本店営業第一部長 平成23年 4 月 同行常務執行役員本店営業本部本店営業第三、第四、第六部担当 平成24年 5 月 前田建設工業株式会社顧問 平成24年 6 月 取締役、専務執行役員、営業企画担当、現在に至る 平成26年 3 月 吹越台地風力開発株式会社 代表取締役社長、現在に至る</p>	5,000株
7	 <p>しょう じ とし あき 莊 司 利 昭 (昭和27年5月4日生)</p>	<p>昭和50年 4 月 前田建設工業株式会社入社 平成 8 年 1 月 関西支店品質保証部長 平成14年 4 月 経営管理本部総合企画部人事企画グループ担当部長 平成15年12月 経営管理本部人事部長 平成19年 1 月 執行役員 平成20年 6 月 経営管理本部副本部長、管理部長 平成20年 6 月 人事管掌、現在に至る 平成21年 4 月 経営管理本部長、現在に至る 平成22年 4 月 常務執行役員、CSR・環境担当 平成23年 6 月 取締役、現在に至る 平成25年 4 月 専務執行役員、CSR・環境管掌、現在に至る</p>	8,000株
8	 <p>あ だ ち ひろ み 足 立 宏 美 (昭和30年4月15日生)</p>	<p>昭和53年 4 月 前田建設工業株式会社入社 平成16年 4 月 九州支店土木部長 平成22年10月 九州支店副支店長 平成23年 4 月 土木事業本部土木部長 平成24年 4 月 執行役員、土木事業本部副本部長 平成25年 4 月 常務執行役員 平成25年 4 月 土木事業本部長、現在に至る 平成25年 6 月 取締役、現在に至る 平成27年 4 月 専務執行役員、現在に至る 平成28年 4 月 安全管掌、現在に至る</p>	6,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する株数
9	 <p>近藤 清一 (昭和35年9月6日生)</p>	<p>平成18年7月 株式会社みずほ銀行五反田支店長 平成20年4月 同行人事部長 平成22年4月 同行執行役員人事部長 平成23年4月 同行執行役員小舟町支店長 平成25年4月 同行常務執行役員営業担当役員 平成27年5月 前田建設工業株式会社顧問 平成27年6月 取締役、専務執行役員、営業企画担当、現在に至る</p>	5,000株
10	 <p>※ 岐部 一誠 (昭和36年4月25日生)</p>	<p>昭和61年4月 前田建設工業株式会社入社 平成19年1月 経営管理本部総合企画部長 平成21年4月 経営管理本部副本部長 平成22年1月 執行役員、土木事業本部副本部長 平成22年1月 経営企画担当、現在に至る 平成25年4月 事業戦略室長 平成26年4月 常務執行役員、現在に至る 平成28年4月 事業戦略副本部長、現在に至る</p>	10,000株
11	 <p>※ 大川 尚哉 (昭和34年8月24日生)</p>	<p>昭和57年4月 前田建設工業株式会社入社 平成21年4月 CSR・環境部長 平成22年1月 経営管理本部総合企画部長 平成23年4月 土木事業本部土木設計・技術部長、技術研究所副所長 平成25年4月 執行役員、技術担当 平成26年4月 技術研究所長、土木事業本部設計・技術統括部長 平成27年4月 常務執行役員、現在に至る 平成27年4月 CSR・環境担当、土木事業本部設計・技術統括 平成28年4月 技術統括、CSV担当、建築事業本部副本部長（技術担当）、土木事業本部副本部長（技術担当）、現在に至る</p>	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
12	 はんばやし けん 半林 亨 (昭和12年1月7日生)	平成12年10月 ニチメン株式会社(現、双日株式会社)代表取締役社長 平成15年2月 日本国際貿易促進協会副会長 平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社(現、双日株式会社)代表取締役会長・CEO 平成16年6月 ユニチカ株式会社社外監査役 平成17年11月 株式会社ファーストリテイリング社外取締役、現在に至る 平成19年6月 前田建設工業株式会社社外取締役、現在に至る 平成23年6月 株式会社大京社外取締役、現在に至る 平成27年6月 ユニチカ株式会社社外取締役、現在に至る	0株
13	 わたなべ けん 渡邊 顕 (昭和22年2月16日生)	昭和48年4月 弁護士登録、現在に至る 平成元年4月 成和共同法律事務所(現、成和明哲法律事務所)代表(現、パートナー)、現在に至る 平成18年11月 株式会社ファーストリテイリング社外監査役、現在に至る 平成19年6月 前田建設工業株式会社社外取締役、現在に至る 平成19年6月 株式会社角川グループホールディングス(現、カドカワ株式会社)社外監査役、現在に至る 平成22年4月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役、現在に至る 平成25年3月 ダンロップスポーツ株式会社社外取締役、現在に至る	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者関本昌吾氏は吹越台地風力開発株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に建設工事を受注するなどの取引関係があります。
3. 他の候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
4. 半林 亨および渡邊 顕の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は半林 亨および渡邊 顕の両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由について
- (1) 半林 亨氏につきましては、経営者としての長年の経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 渡邊 顕氏につきましては、弁護士としての専門的見地ならびに経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

6. 社外取締役候補者が過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由について
渡邊 顯氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、また、経営に関する幅広い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断します。
7. 現に社外取締役であるときの就任してからの年数について
半林 亨および渡邊 顯の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
8. 責任限定契約について
当社は、半林 亨および渡邊 顯の両氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しており、半林 亨氏および渡邊 顯氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定です。

第3号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成22年6月25日開催の第65回定時株主総会において、年額384百万円以内（うち社外取締役分33百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮し、取締役の報酬等の額を年額480百万円以内（うち社外取締役分60百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬等の額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役は12名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案（取締役13名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、取締役は13名（うち社外取締役2名）となります。

第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成25年6月26日開催の当社第68回定時株主総会において、株主の皆様から当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下、「現対応方針」といいます。）の承認を得て、同日より発効しております（現対応方針の有効期間は、本総会の終結時までです。）。

今般、当社の企業価値ならびに株主共同の利益の確保・向上の観点から、現対応方針の見直しを行った結果、平成28年5月12日開催の当社取締役会において一部を変更し、本総会における出席株主の皆様の議決権の過半数の承認を得て可決されることを条件に、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の継続を決定いたしました。

本対応方針は、「大規模な買付行為の是非は、株主の皆様の判断に委ねられるべき」という考え方を基本に、当社株券等の大規模な買付行為を行う者に対して、必要かつ十分な情報の提供と当社取締役会による一定の評価期間の確保を要請する大規模買付行為に関するルールを設定することで、株主の皆様が適切な投資判断を行えることを可能としております。

本対応方針の継続にあたっては、その重要性に鑑み、株主の皆様のご意思を確認させていただくことが適切であると考え、本議案において本対応方針継続のご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本対応方針の具体的な内容は、別紙（53頁～60頁）のとおりであります。今回変更した主な内容は次のとおりです。

- (1) 平成28年度を初年度とする中期経営計画の策定に伴う所要の修正
- (2) 任期満了に伴う第三者委員会委員の一部変更
- (3) 本対応方針の継続に伴う所要の修正

(第4号議案の別紙)

当社取締役会が決定した特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)の具体的な内容は下記のとおりです。

なお、本対応方針に対しまして、社外監査役を含む当社監査役5名はいずれも、本対応方針の具体的な運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)ならびに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて

- ① 特定株主グループが当社の株券等の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)または、
- ② 特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出にあたり、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、第2四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本対応方針導入の必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。そして、大規模買付行為に際して株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行っていただくためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から、当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

当社は、戦前の困窮期の国家的利益、危急とされていた電力エネルギー需要に貢献するため、「公共の精神」を哲学として創設されました。そして戦後は、日本のダム建設を代表する企業として歩むとともに、青函トンネルや瀬戸大橋に代表される国家的事業への参画、開閉式ドーム、超高層マンションなどの建築分野への進出など活躍の場を拡げ、建設業およびその周辺事業を通じた「真に豊かな社会の創造」に貢献してまいりました。

また、当社は創業以来「誠実・意欲・技術」を社是とし、「良い仕事をして顧客の信頼を得る」を創業理念として、品質至上と顧客最優先のもと、顧客と地域社会に信頼感・安心感・満足感を与える品質を提供することを経営の基本方針としております。

なお、当社は平成28年度を初年度とする中期経営計画「Maeda JUMP '16~'18」を策定いたしました。

当中期経営計画では、当社および前田グループのすべての事業や活動のベクトルを様々な社会的課題を解決する方向に向け、社会一般や社内外のあらゆるステークホルダーの満足度を高め、それによって企業収益の拡大と継続的成長を実現して企業価値を高める「共有価値の創造」(前田版CSV)を目指します。

この実現に向け、まずコア事業の収益力で業界No.1を目指します。また、脱請負事業の事業推進を加速します。そしてこれらを通じ、これまでのCSR活動を当社が目指すCSVに昇華させるべく、様々な取り組みを始めております。

また、当社および前田グループが、より積極的・直接的に社会と繋がりを持ちながら事業活動を行い、社会・ステークホルダーとともにWIN-WINの関係となる共通の価値を追究し、もって継続的な収益力の強化を実現することを新しい中期経営計画の基本理念と決めました。

なお、当中期経営計画の重点施策は以下の通りです。

(1) 利益率No. 1

当社のコア事業である請負事業の収益力を強化するため、下記の項目に取り組みます。

①生産性改革による収益力のさらなる向上

生産性向上・付加価値向上につながる改善活動を全社で展開し、すべての部署で利益拡大の取り組みを推し進める。

②グローバル化の継続的な推進

リスク管理・契約管理を強化し、海外事業の収益基盤を構築する。

(2) 脱請負No. 1

持続的に成長していくための収益基盤を確立するため、下記の項目に取り組みます。

①国内コンセッション・再生可能エネルギーの取組拡大

より多くの事業に取り組み、国内のインフラサービスを支える重要なプレイヤーとしての地位を確立する。

②海外コンセッション事業への挑戦

新興国を中心にインフラ整備の需要が見込まれる地域のコンセッション事業にチャレンジする。

(3) CSV経営No. 1

社会的課題の解決と企業収益の拡大を同時に実現するため、下記の項目に取り組みます。

①全事業・活動へのCSV導入による持続的成長基盤の構築

CSVの考え方を全社に浸透させ、業務プロセスにCSVを導入することで持続的な成長基盤を構築する。

②継続的成長を目指した計画的人材育成の実践

人事制度の再構築や研修プログラムの見直しなどにより、継続的にCSVを実現し収益を上げていくために必要な人材を育成する。

以上の重点施策に基づいた中期経営計画の推進は、当社のステークホルダーの皆様へ利益をもたらすものと考えておりますが、そのためには中長期的な観点から安定的に事業経営を行うことが必須であると考えます。また、これらの重点施策の実行には、当社が永年に亘り築きあげてきた顧客、従業員、取引先ならびに地域社会等との良好な関係が維持されることが必要不可欠です。これらに関する十分な理解ならびに国内外の顧客・従業員・取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解なくして、当社の企業価値を適正に判断することは困難です。

従いまして、大規模買付行為が突然なされたときに、当該行為が株主全体の利益に資するかどうかを株主の皆様が短期間のうちに適切に判断されるためには、当該行為が当社に与える影響や、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針、経営戦略ならびに事業計画の内容等の必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、さらには当社取締役会が当該行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えております。そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が上記の考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、株主全体の利益および当社企業価値の保護に資するものと考え、以下のとおり大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。

また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定しない場合に比べて、大規模買付者の予見可能性を確保するとともに、当社および株主の利益となるような大規模買付行為に対してまで、萎縮的効果を及ぼす事態を未然に防止できることにもなると考えております。

なお、本対応方針は、平成17年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）に準拠し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものです。

2. 本対応方針の内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、

- ① 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、
 - ② 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、
- というものであり、具体的には以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者には大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役が大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

(2) 情報の提供

当該大規模買付者から、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書を受領した後10営業日以内に、適宜提出期限を定めた上、提供していただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。また、当社取締役会は、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様の判断または取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して適宜提出期限を定めた上、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認める場合には適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

なお、本必要情報のリストの一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループの詳細（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容
- ③ 当社株式の買付対価の算定根拠
- ④ 当社株式の買付資金の裏付け
- ⑤ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、経営戦略、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

(3) 当社取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対して本必要情報の提供を完了した後、

① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株券等のすべての買付の場合は60日間

② その他の大規模買付行為の場合は90日間

を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会の評価として当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと判断される場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策をとることがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- ② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

- ④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時の高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
 - ⑤ 買付者の提示する当社株式の買取方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収）
- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
- 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ならびに株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、法令および当社定款により認められる対抗措置をとり、当該大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置は、当社取締役会がその時点で最も適切と判断したものを選択することとします。
- なお、具体的な対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は添付1「新株予約権の概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

4. 対抗措置の公平さを担保するための手続き

(1) 第三者委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、および対抗措置をとるか否かの判断については、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の公正性、合理性ならびに客観性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、第三者委員会を設置いたします。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者等）から選任することとし、選任した委員の氏名・略歴につきましては速やかに開示します。また、委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される取締役会の終了時に満了するものとします。ただし、期間終了の1ヶ月前までに当社または委員から相手方に別段の書面による通知をしない限り、さらに1年間自動的に延長されるものとします。なお、本対応方針の第三者委員会委員の氏名および略歴は添付2「第三者委員会委員の氏名および略歴」とおりです。

(2) 取締役会が対抗措置を発動する場合の手続き

取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、第三者委員会に対し諮問し、第三者委員会の勧告を受けるものとします。第三者委員会は、当社の費用で、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家等の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に第三者委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し

勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。なお、具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択し、第三者委員会の勧告を受けたいうで決定することとしますが、選択した対抗措置の内容によっては、法令および定款の定めにしたがって株主総会で決議を求めること、あるいは第三者委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主承認を求めることがあります。

(3) 対抗措置の発動を停止する場合の手続き

当社取締役会が対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を十分尊重したうで、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。

5. 株主・投資家に及ぼす影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に及ぼす影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様へ提供し、さらには当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を行うことが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に及ぼす影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ならびに株主共同の利益を守ることを目的として、法令および当社定款により認められる対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置のしくみ上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者、および明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者は除きます。）が法的権利または経済的側面において損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、株主割当による新株予約権の発行に際し、当社株主の皆様には新株予約権の取得後、所定の期間内に行使価額の払込みを完了していただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになったときに、法令および証券取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。ただし、

当社株主の皆様が新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する割当期日までに、株主名簿に記録される必要があります。また、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要があります。

また、第三者委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主・投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会終結時から平成31年6月開催予定の当社第74回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社株主総会の決議をもって本対応方針の廃止を決定した場合には、上述の有効期間中であっても本対応方針を廃止することができますし、取締役会が廃止を決定することによっても、本対応方針はその決定の日をもって失効します。本対応方針の廃止を決定した場合、当社取締役会はその旨を速やかにお知らせします。

また、本対応方針の有効期間中において、企業価値向上、ひいては株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更の内容を速やかにお知らせします。

なお、本対応方針の有効期間は当社第74回定時株主総会の終結の時までの約3年間ですが、上述のとおり、有効期間中に当社株主総会または取締役会の決議により本対応方針を廃止することもできます。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、株主総会で選任された取締役によって構成される当社取締役会の決議により、本対応方針を廃止することができます。従って、本対応方針はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）でもありません。

以 上

(添付1)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使条件等
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
また、上記の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。なお、新株予約権の行使が認められない者が保有する新株予約権を当社が取得する場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

(添付2)

第三者委員会委員の氏名および略歴

半林 亨 (はんばやし とおる)

略歴：平成12年10月 ニチメン株式会社 (現、双日株式会社) 代表取締役社長
平成15年 2月 日本国際貿易促進協会副会長
平成15年 4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 (現、双日株式会社)
代表取締役会長・CEO
平成16年 6月 ユニチカ株式会社社外監査役
平成17年11月 株式会社ファーストリテイリング社外取締役 (現任)
平成19年 6月 前田建設工業株式会社社外取締役 (現任)
平成23年 6月 株式会社大京社外取締役 (現任)
平成27年 6月 ユニチカ株式会社社外取締役 (現任)
半林 亨氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。

渡邊 顯 (わたなべ あきら)

略歴：昭和48年 4月 弁護士登録 (現任)
平成元年 4月 成和共同法律事務所 (現、成和明哲法律事務所) 代表 (現、パートナー) (現任)
平成18年11月 株式会社ファーストリテイリング社外監査役 (現任)
平成19年 6月 前田建設工業株式会社社外取締役 (現任)
平成19年 6月 株式会社角川グループホールディングス (現、カドカワ株式会社)
社外監査役 (現任)
平成22年 4月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
社外取締役 (現任)
平成25年 3月 ダンロップスポーツ株式会社社外取締役 (現任)
渡邊 顯氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。

徳井 豊 (とくい ゆたか)

略歴：昭和47年 4月 国税庁入庁
平成15年 7月 同庁徴収部長
平成17年 7月 社団法人日本租税研究協会 (現、公益社団法人日本租税研究協会)
専務理事
平成20年 6月 前田建設工業株式会社社外監査役 (常勤) (現任)
徳井 豊氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。

松崎 勝（まつぎき まさる）

略歴：昭和49年4月 横浜地裁判事補（任官）
昭和52年4月 弁護士登録（現任）
昭和52年4月 桑田・松崎法律事務所
昭和64年1月 松崎法律事務所（現、松崎・鶴田法律事務所）所長（現任）
平成19年6月 前田建設工業株式会社社外監査役（非常勤）（現任）
松崎 勝氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。

佐藤元宏（さとう もとひろ）

略歴：昭和49年10月 監査法人千代田事務所入所
昭和62年1月 新光監査法人社員
平成5年9月 中央新光監査法人代表社員
平成9年5月 中央監査法人評議員
平成17年9月 中央青山監査法人理事長代行
平成20年9月 新日本有限責任監査法人常務理事
平成23年6月 前田建設工業株式会社社外監査役（非常勤）（現任）
平成23年7月 佐藤元宏事務所所長（現任）
平成27年3月 株式会社不二家社外監査役（現任）
佐藤元宏氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。

以 上

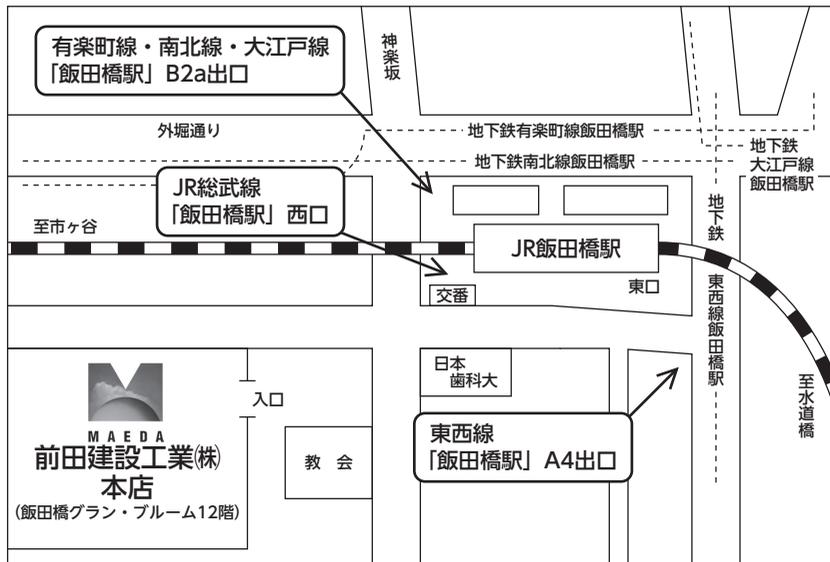
株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区富士見二丁目10番2号

当 社 本 店 電 話 03(3265)5551(大代表)

- ・ J R 総武線 「飯田橋駅」 西口より徒歩1分
- ・ 東京メトロ

〔有楽町線 南北線〕	} 「飯田橋駅」
- ・ 都営地下鉄 大江戸線
- ・ 東京メトロ 東西線 「飯田橋駅」 A4出口より徒歩5分



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

